

横浜市長選挙に関するお願い

日頃より各種選挙の執行にあたり、皆様方には多大なるご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

さて、横浜市長の辞職に伴い、令和 8 年 10 月 18 日に横浜市長選挙が執行されます。従前のとおり、市・区選管の緊密な連携のもと、公正かつ円滑に選挙を執行していきたいと考えております。

つきましては、自治会町内会の皆様に、投票管理者等の推薦をはじめとした各種ご依頼をさせていただきます。短期間で事務手続きを進めざるを得ないことから区連会の場でのご依頼でなく、区選管から個別にお願いさせていただくかたちになります。

何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 選挙の種類及び日程

選挙の種類	市長選挙	
告 示 日	令和 8 年 10 月 4 日(日)	
投 票	令和 8 年 10 月 18 日(日)	午前 7 時～午後 8 時
開 票	令和 8 年 10 月 18 日(日)	午後 9 時 15 分から

期日前投票所 設置場所	設置期間	時間
区役所	10 月 5 日(月)～10 月 17 日(土) 【13 日間】	午前 8 時 30 分～午後 8 時
臨時 (区選管の指定 した施設)	10 月 5 日(月)～10 月 17 日(土) ^{※1} 【13 日間】	午前 9 時 30 分～午後 8 時 ^{※2}

※1 期日前投票所を 3 か所開設する区においては、3 か所中 1 か所は期間を短縮しての開設となります。

※2 商業施設を使用する場合は、商業施設の開館時間から午後 8 時まで

2 依頼事項

(1) 市長選挙における当日投票所の投票管理者・投票立会人の推薦

各投票所に投票管理者 1 人、同立会人 2 人のご推薦をお願いいたします。

なお、投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則として投票日において 1 人の投票管理者及び 2 人の投票立会人によりその事務を担っていただくことと考えていますが、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は交替で従事することも可能です。

(2) 期日前投票所の投票立会人の推薦(一部の区)

期日前投票所の投票立会人 2 人の人選について、区選管から相談がありましたらよろしくお願い申し上げます。

【次ページあり】

(3) 選挙公報の配布(一部の区)

選挙公報は、投票日の2日前までに全世帯に配布すべきものとなっておりますので、自治会・町内会で配布いただける場合には、未加入世帯を含めての配布をお願いいたします。

なお、配布謝金は9円を予定しております。

(4) 選挙啓発(PR)ポスターの掲出等

選挙PRポスターの掲出を各自治会・町内会の掲示板をお願いいたします。

なお、ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会様あて郵送させていただきます。

3 その他

投票管理者・投票立会人報酬

報酬額については下記のとおりです。

終日従事いただいた場合の報酬

区分	職名	報酬
当日の投票所	投票管理者	14,700円
	投票立会人	13,600円
期日前投票所	投票立会人	12,500円

交代制とする場合の交代時間及び報酬(原則)

職名	投票時間	報酬
投票管理者	(前半) 7:00 ~ 13:30	7,350円
	(後半) 13:30 ~ 20:00	7,350円
投票立会人	(前半) 7:00 ~ 13:30	6,800円
	(後半) 13:30 ~ 20:00	6,800円

選挙管理委員会事務局選挙課
渡部

TEL 671-3335

横浜グリーンエクスポ来場日時予約等の開始について【情報提供】

1 趣旨

横浜グリーンエクスポ入場チケットの来場日時予約、観覧予約及びシャトルバス予約が開始されますので、情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容（添付の記者発表資料をご参照ください）

(1) GREEN×EXPO 2027入場チケット及び4 駅シャトルバス・駐車場の日時予約開始日が決定

横浜グリーンエクスポでは、会場や周辺道路の混雑をやわらげ、より多くの皆さまに安心して快適に博覧会を楽しんでいただくため、来場日時予約制を導入します。2026年9月18日から、入場チケットの来場日時予約の受付を開始するほか、シャトルバスや駐車場の事前予約も始まります。

(2) GREEN×EXPO 2027来場日時予約の詳細および観覧予約の導入について

2026年9月18日から、GREEN×EXPO 2027 全開催期間を対象とした来場日時予約の受付を先着順にて開始します。また、一部の展示では展示内容や体験方法に応じた楽しみ方を提供するため、当日予約に限定した観覧予約制が導入されます。

(3) 全国のコンビニでGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売開始します

2026年9月18日から全国のコンビニエンスストアで来場日時予約付の入場チケットを販売開始します。

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年7月17日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027入場チケット及び 4 駅シャトルバス・駐車場の日時予約開始日が決定 （4 駅シャトルバス運賃、駐車場料金も設定） ～開幕半年前の9月18日（金）からスタート～

GREEN×EXPO協会（正式名称：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長：筒井義信、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの日時予約、シャトルバス及び駐車場の事前予約の受付を開幕半年前にあたる2026年9月18日（金）※¹から開始します。なお、これらの事前予約制は、周辺交通の混雑や来場者の集中を緩和することを目的として導入するものです。

あわせて、会場周辺の鉄道4駅※²を発着する4 駅シャトルバスの運賃及び駐車場料金についても設定いたしましたので、お知らせします。

予約方法などの詳細については、決定次第、公式ウェブサイトでお知らせします。

※1 駐車場（団体バス）については8月3日（月）より予約開始。

※2 相鉄本線瀬谷駅・三ツ境駅、東急田園都市線南町田グランベリーパーク駅及びJR横浜線十日市場駅。



○入場チケットの日時予約について

(予約対象期間)

- ・ GREEN×EXPO 2027 の全開催期間が対象。

(日時予約の変更)

- ・ 日時予約の変更は3回まで。
- ・ 予約日時に来場できなかった場合でも、それ以降の日時への変更が可能。
- ・ 変更3回目の予約日時に来場できなくなった場合でも、来場日当日の日時予約枠に空きがある場合、当日入場予約が可能。

(入場券に関するお問い合わせ)

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））

TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

○4 駅シャトルバス運賃

	大人	小児
一般	200円	100円
障がい者割引	100円	50円

※ 小児運賃は1歳以上12歳未満（小学生以下）を対象とし、1歳未満は無料。

※ 障がい者割引は、障がい者手帳等をお持ちの方等が対象。

※ 1歳以上6歳未満（就学前の6歳を含む）は旅客1名につき2名まで無料。



※国土地理院地図を引用・加工

○駐車場料金

駐車場名	車 種	区 分		駐車場料金
会場駐車場	自家用車	一般	平日	5,000円
			土休日・繁忙期	7,000円
		障がい者等	平日	2,500円
			土休日・繁忙期	3,500円
	自動二輪			2,000円
	団体バス	一般		10,000円
		障がい者等		5,000円
パーク&ライド 駐車場	自家用車		繁忙期のみ	3,000円

※ 繁忙期とは、GW・9月等の土休日。

※ 障がい者等料金の適用については、自家用車・団体バス共に、GREEN×EXPO 2027 特別割引券対象者及び車いす利用者が乗車する車両。



※国土地理院地図を引用・加工

本件に関するお問い合わせ先

【本リリースに関するお問い合わせ】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）
（シャトルバス・駐車場について）

交通対策室（担当：木嶋、北條、徳重）Tel：045-307-2048
（入場券について）

入場券部（担当：森井）Tel：045-307-2139

【入場券に関するお問い合わせ】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））
TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027（グリーンエクスポニーゼロニーナ）
開 催 場 所	横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開 催 期 間	2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日） 192日間
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha（内、会場区域80ha）
ク ラ ス	A1（最上位）クラス（AIPH承認＋BIE認定）
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年8月27日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 来場日時予約の詳細 および観覧予約の導入について

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長:筒井義信、所在地:横浜市中区）は、2026年9月18日(金)より、入場チケットの来場日時予約を開始いたします。これに伴い、来場日時予約の時間などの詳細を決定しました。また、会場内の一部展示についても、観覧予約を導入いたします。

来場日時予約について

GREEN×EXPO 2027 では、混雑緩和および安全な運営の観点から、入場に際して来場日時予約制を導入します。9月18日(金)より、GREEN×EXPO 2027 全開催期間を対象とした来場日時予約の受付を先着順にて開始いたします。

各時間帯には混雑状況に応じ、一定の予約可能人数の上限を設定する予定です。

予約時間	予約可能対象券種
9:30-	1日券、特別割引券、 通期パス、夏パス(夏の決まった期間のみ)
10:30-	
11:30-	
12:30-	
13:30-	
14:30-	
17:00-	上記の券種に加え、夜間券

※開場時間は9時30分～21時30分です。最終入場は21時となります。

予約した時間以降であれば、いつでも入場ができます。なお、別日の来場を希望する場合は、

来場日時の変更が必要です。(来場日時は、3回まで変更が可能です。)

○新規で来場日時指定の入場チケットを購入する場合

公式チケットサイトにおいて、「来場日時を指定して購入する」をクリックし、来場日時指定の入場チケットを購入してください。

○来場日時が指定されていない入場チケットをお持ちの場合

公式チケットサイトにログインの上、「来場日時予約」をクリックし、日時予約を行ってください。なお、他の方がお持ちのチケットもまとめて来場日時予約を申し込むこともできます。

○公共交通機関・自家用車での来場について

会場周辺の鉄道4駅からのシャトルバス、会場駐車場を利用する場合は事前予約が必要です。

観覧予約について

GREEN×EXPO 2027では、屋外の庭園や花壇など、予約がなくても自由楽しめる空間が大きく展開されます。一方、一部の展示については、展示内容や体験方法に応じた楽しみ方を提供するため、当日予約に限定したシンプルな予約制を導入します。

来場当日、公式チケットサイトにて、予約時間以降の枠が予約できます。また、予約時間以降であれば、入場前でも予約することが可能です。

観覧予約はチケット1枚につき1日1回までとし、予約枠は1日3回に分けて順次開放します。アクセス集中を防ぎながら、より多くの来場者に公平に観覧の機会を提供します。

観覧予約の1日のスケジュールは以下のとおりです。

観覧予約開放時間	観覧予約可能枠
8:00	10:00-12:00
11:30	12:00-17:00
16:30	17:00-各施設の最終枠まで開放

※開場時間は9時30分～21時30分です。

現在、各出展者等において、展示の観覧予約の導入について検討中であり、決定後、公式ホームページで発表します。

本件に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）

入場券部入場券課（担当：森井）

Tel：045-307-2139

入場券に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター

（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））

TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナナ)
開催場所	横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開催期間	2027年3月19日(金)～ 2027年9月26日(日) 192日間
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トUNKトUNK」

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年9月2日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

全国のコンビニでGREEN×EXPO 2027の 入場チケットを販売開始します

～行きたい日が決まったら、コンビニへ。来場日時予約付チケット販売開始！～

GREEN×EXPO協会（正式名称：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長：筒井義信、所在地：横浜市中区）は、公式チケットサイト等においてGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売しております。このたび、来場日時予約が開始される2026年9月18日（金）から、全国のコンビニエンスストアで来場日時予約付の入場チケットを販売開始します。

購入機会を拡大することで、より多くの皆様にGREEN×EXPO 2027への来場を検討いただくきっかけを創出するとともに、入場チケット購入の利便性向上を図ります。

コンビニエンスストアでのチケット販売概要

1 販売予定のコンビニエンスストア

- ・セブン・イレブン
- ・ファミリーマート
- ・ローソン

2 入場チケットの詳細

○取扱券種

1日券（早割価格・通常価格）、特別割引券、夜間券

※販売時期により取扱券種が異なります。

○入場チケットの形態

紙チケット（引換不要）

○来場日時予約について

来場日時予約付のチケットのため、オンラインでの予約手続きなしで、コンビニエンスストアで発券されたチケットをお持ちいただくだけでご入場いただけます。

※来場日時を変更する場合は、発券されたチケットに記載のチケットIDを公式チケットサイトに登録の上、お客様自身で来場日時予約の変更手続きをする必要があります。

3 販売スケジュール

来場日時予約開始日の2026年9月18日（金）から販売を開始し、順次、券種や対象となる来場日時を拡大していきます。

販売期間	券種	対象期間
2026年9月18日（金） から 2026年12月8日（火）	・ 1日券 早割価格 ・ 特別割引券	2027年3月19日（金）から 2027年6月30日（水）
2026年12月9日（水） から 2027年3月18日（木）	・ 1日券 早割価格 ・ 特別割引券	全期間
2027年3月19日（金） から 2027年9月26日（日）	・ 1日券 通常価格 ・ 特別割引券 ・ 夜間券	全期間

※購入には、各販売事業者所定の発券等の手数料が必要となる場合がございます。

※展示に係る観覧予約を希望される場合は、チケットに記載のチケットIDを公式チケットサイトに登録の上、観覧予約の手続きを行っていただく必要があります。

※公共交通機関や自家用車で来場する場合は、会場周辺の鉄道4駅から発着するシャトルバス、または駐車場の予約が必要です。

本件に関するお問い合わせ先

【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）

入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））

TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
開 催 場 所	横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開 催 期 間	2027年3月19日(金)～ 2027年9月26日(日) 192日間
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

第 10 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) の市民意見募集について

1 趣旨

令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間を計画期間とする「第 10 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第 10 期計画」という。）」の策定に向けた市民意見募集（パブリックコメント）の実施について御説明します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法・介護保険法に基づき策定する、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

また、「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法において市町村が策定するよう努めることとされた計画です。これら 3 つの計画を合わせて「よこはまポジティブエイジング計画」としています。

この計画に基づき、3 年間の

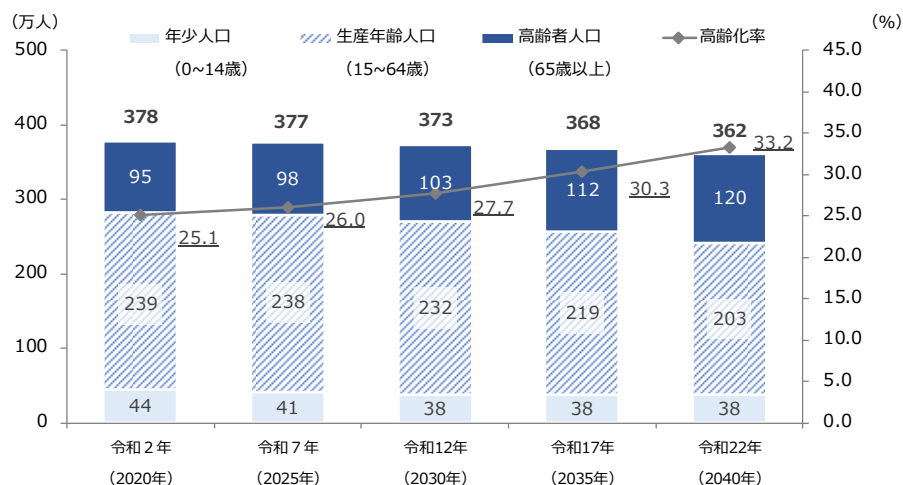
- 高齢者施策の方向性
- 介護保険サービスの見込量（施設整備方針含む）
- 第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料 等を決定します。

4 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者人口の増加

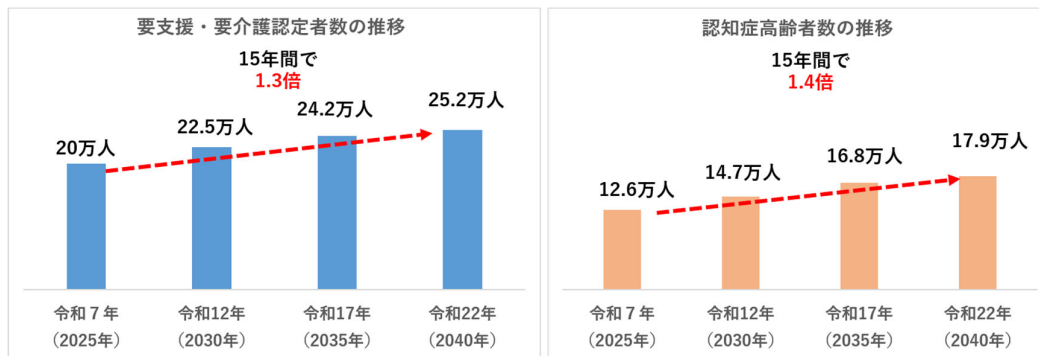
本市の総人口は減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）は引き続き増加傾向であり、2040 年には 120 万人に増加し、市内人口の 3 人に 1 人が高齢者になると推計されています。

また、生産年齢人口については減少が見込まれます。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて、介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスの一層の充実が必要となります。



5 素案の概要

(1) 基本目標

第9期計画から引き続き、「ポジティブエイジング」としました。

(2) ロジックモデルの活用

第10期計画策定においては、「市民の実感」を評価軸とした「目指すべき状態」を「成果指標（アウトカム）」として設定し、施策・事業の進捗管理を適時適切に実施します。

(3) 取組の柱

基本目標	2040年に目指す姿(長期アウトカム)
ポジティブエイジング 誰もが、いつまでも、 どんなときも、 自分らしくいられる 「横浜型地域包括ケア システム」を社会全体で紡ぐ 横浜市中期計画2026～2029 における政策目標・政策効果 市民の皆様の暮らしの意識 高齢者にとって暮らしやすいまちとなっている 中間的な政策効果 高齢者が自分の望む生活スタイルで暮らしている 高齢者にとって暮らしやすいまちだと答えた市民の割合 高齢者をポジティブにイメージしている人の割合	I 誰もが安心して、安全に暮らせる地域を目指して 地域における見守りや支え合い、人生の最終段階に向けた備え、災害への備えなどが充実し、高齢者にとって暮らしやすいまちとなっている。 II 自分らしくいきいきと暮らすために 高齢者が生きがいや役割を持ちながら、要支援・要介護状態になることをできるだけ予防し、どのような状態でも多様な資源を選択しながら自分らしく生活ができています。 III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して 在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実や多職種連携の強化が進み、一人ひとりの状況に応じたケアを一体的に提供することができています。市民の多くが人生の最期まで住み慣れた地域で療養することができています。 IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して 施設・住まいの整備や、施設・住まいに関する相談体制が充実することで、日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた施設や住まいを選択して自分らしく暮らすことができています。 V 安心の介護を提供するために 介護人材の確保、定着支援、専門性の向上、介護現場の業務改善(生産性の向上)に取り組むことで、質の高い介護サービスを安定的に提供できています。 VI 安定した介護保険制度の運営に向けて 介護サービスを安心して利用できる仕組みが持続的に確保され、誰もが必要なときに質の高いサービスを安定して受けることができています。 VII 認知症施策推進計画の施策の展開 ～認知症に理解のある共生社会の実現を目指して～ 認知症に関心を持つ人が増え、地域全体で理解と支援が広がり、認知症の人が安心して暮らし、役割を持って生きられる社会ができています。

6 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

令和8年10月1日（木）から10月31日（土）まで

(2) 意見募集及び周知方法

ア 素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をウェブサイトで公表するとともに、窓口(※)で素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、電子メール郵便及びFAXで受け付けます。

※市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等

イ 関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

7 策定スケジュール（予定）

時期		内容
令和8年	9月中下旬	計画素案公表
	10月	パブリックコメントの実施
令和9年	1月～2月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	3月	計画策定、介護保険条例の改正
	4月	介護保険料の改定

8 参考

計画素案・素案説明動画については、記者発表による公表後、ウェブサイトへ掲載いたします。次の二次元コードまたは「ポジティブエイジング計画 10期」で検索することにより、アクセスいただけます。

ポジティブエイジング計画 10期

検索



担 当：健康福祉局高齢健康福祉課計画調整係
郷原、磯部、川端

電 話：045-671-3412

メール：kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック（凝固剤と処理袋のセット）の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和8年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

※例年行っている備蓄食料の無償配布について、有効活用分の在庫をフードバンク団体へ提供することができたため、今年度は実施しませんのでご承知おき願います。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパック

品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

(2) 配布個数

1 団体あたり 200 セット（1 箱）をお渡しします。

※100 セット入りの箱を 2 つお渡しする場合があります。

(3) 申込期間

令和8年10月16日（金）～10月22日（木）

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start>

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。

※お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。



(5) 配布期間

令和8年11月23日（月）～11月28日（土）

※各日9時～16時（11時30分～13時30分を除く）

※日曜日を除く。祝日はお越しいただけます。

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所

※配送等はいりません。

**※中区内の自治会町内会は、
資源循環局 中事務所（錦町11番地2）**

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか（チラシ）

【トイレパックの配布について】

資源循環局喫煙対策・美化推進課

担当 清水、三觜

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.lg.jp

【備蓄食料について】

防災・危機管理統括本部地域防災課

担当 志村、大森

電話 045-671-2011 /FAX 045-641-1677

メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/16(金)
～
10/22(木)

受取期間
11/23(月)
～
11/28(土)

お試用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間:令和8年度まで)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間:令和8年度まで)を、お試用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の自治会・町内会

お渡しするトイレパックのイメージ➡

● 配布物

品質保証期間が令和8年度までのトイレパック

※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けに
なっているものではありません。

● 申込可能数

1団体 200セット (200セット／1箱)

※箱の大きさ:約縦40cm×横30cm×高さ27cm

※箱の重さ:約4kg

※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。

● 受取場所

自治会・町内会が所在する各区の資源循環局収集事務所

※ 配送等は行っておりません。

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。



★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

(お配りするものは小分けになっていません)

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「**ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分**」の備蓄をしましょう。できれば**7日分**の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試用トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す

※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ぜるようにしてください。トイレトーパーも黒い袋の中に入れます。

お申込み方法

● 横浜市電子申請・届出システムからお申込みください

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start>

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。



● お申込み期間 令和8年10月16日(金)～10月22日(木)

● 受取決定 お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。

● 受取期間 令和8年11月23日(月)～11月28日(土)

(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
(お車でお越しいただく場合は、来往者駐車場に車を止め、事務室にお声掛けください)

認可地縁団体制度の一部変更について【情報提供】 (代表者等の住所の非表示化)

1 趣旨

自治会町内会の皆様におかれましては、日頃より地域の様々な活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

地方自治法施行規則改正に伴い、令和 8 年 10 月 1 日より、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の代表者等の住所※が原則として非表示となります。

これに伴い、認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付手続等に一部変更がございますので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 主な変更点

現在、認可地縁団体の代表者等の住所については、認可地縁団体台帳の写し(証明書)や告示(市報・掲示)に記載されていますが、令和 8 年 10 月 1 日以降は、**原則非表示**となります。

(1) 認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付

10 月 1 日以降に区役所地域振興課で交付する認可地縁団体台帳の写しについて、**代表者等の住所が非表示**となります(過去の代表者の住所含む)。

なお、住所が記載された証明書をご希望の場合は、**本人または代理人からの請求**が必要となります(本人確認書類または委任状をお持ちください)。

(2) 団体の認可または変更時の告示(市報・掲示)

団体の認可または変更に伴う告示(市報・掲示)においても、10 月 1 日から代表者等の住所が掲載されなくなります。

※非表示となる認可地縁団体の代表者等の住所

- | | |
|---|----------------------------------|
| ア 認可地縁団体の代表者の住所 | イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者の住所 |
| ウ 認可地縁団体の代理人の住所 | エ 認可地縁団体の清算人の住所 |
| オ 認可地縁団体の主な事務所の所在地(アからエまでに掲げる住所と同一の場合に限る) | |

令和8年9月18日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

神奈川県横浜川崎治水事務所
急傾斜地第一課長 中野 和幸

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果(区域図(案))の公表の周知について (依頼)

本県の県土整備行政の推進につきましては、日頃格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県では地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、中区の調査結果を令和8年9月末に公表する予定です。

つきましては、本調査について幅広く周知していただきたく、各自治会町内会の掲示板へチラシの掲出をお願いいたします。

1. 周知内容:土砂災害防止法に基づく基礎調査結果(区域図(案))の公表について
2. 掲出期間:チラシ到着から11月30日(月)まで
3. 添付資料:「土砂災害に備えていただくために 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果(区域図(案))の公表について」チラシ(A4)

問合せ先

神奈川県横浜川崎治水事務所

工務部 急傾斜地第一課 中野、濱野

電話 045-411-2520 (内線 3245)

がけ地の近くにお住まいの皆様へ（中区）

～土砂災害に備えていただくために～

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

●基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

○県では地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、**中区**の調査結果を令和8年9月末に公表します。

○**基礎調査結果（区域図(案)）**は、県ホームページ**神奈川県土砂災害情報ポータル**や、横浜川崎治水事務所、県庁砂防課、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口で、閲覧することができます。

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

で検索



○**土砂災害防止法の概要、区域指定の見直し、土地利用の制限などに関する資料**については、**横浜川崎治水事務所の所属ホームページ**をご覧ください。

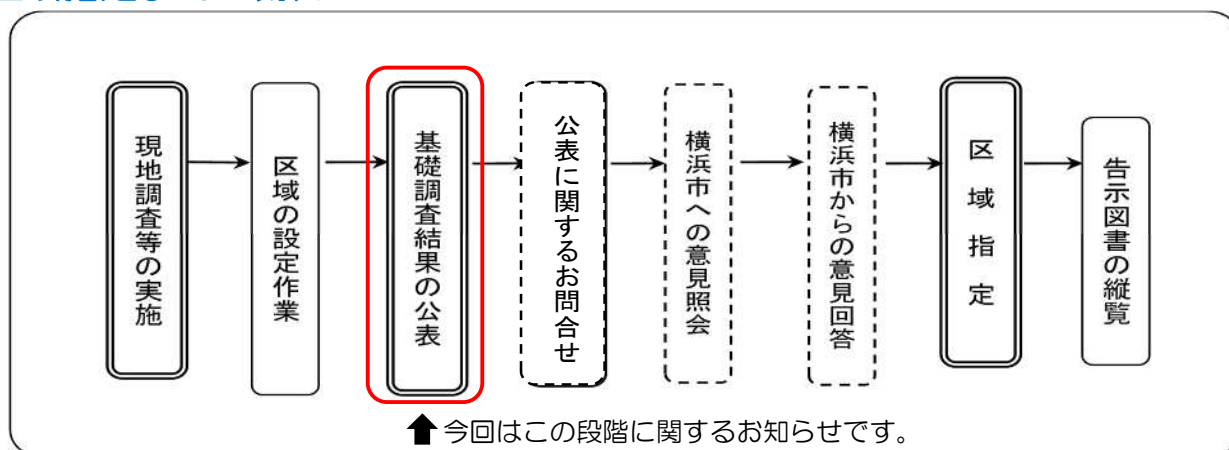
横浜川崎治水事務所 土砂災害に備えています

検索

で検索



●区域指定までの流れ



●問合せ先

神奈川県 横浜川崎治水事務所 工務部 急傾斜地第一課
電話：045-411-2520 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



令和 8 年 9 月 18 日

横浜市中区

自治会・町内会 会長 御中

横浜民事調停協会

会長 丹羽 美雄

横浜地区調停手続相談会チラシご掲示のお願い

謹啓 貴台には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、横浜民事調停協会は、神奈川民事調停協会・保土ヶ谷民事調停協会及び横浜家事調停協会と共同で、恒例の民事・家事調停手続相談会を最高裁判所の委嘱事業として、横浜市民局の後援を得て、別紙チラシ記載の要領にて開催することとなりました。

裁判外の紛争解決手段の一つである調停制度については、大正 11 年の借地借家調停からスタートし、昭和 23 年に現在の家事調停の制度が、昭和 26 年には現在の民事調停の制度が設けられて以来、長い年月を歩んで参りました。しかしながら、市民の皆様の調停制度に関するご周知はまだまだ充分とは言えず、様々な紛争に悩んでおられる方々も少なくないと認識しています。

私たちは、この相談会を通じて調停制度の理解と普及を図り、今後の紛争解決の一助としていただければと考えております。

なお、令和 7 年の調停手続相談会において中区内からは、民事 3 件・家事 2 件の相談がありました（令和 7 年度全相談数 民事 25 件・家事 38 件）。これは、貴自治会・町内会の掲示板に案内チラシをご掲示いただいたおかげと感謝しております（全相談者のうち自治会・町内会掲示板で無料相談会を知った方が、民事 14 名・家事 25 名でした）。

今年もこの趣旨にご理解をいただき、貴自治会・町内会の掲示板に、相談会開催のチラシをご掲示下さいますよう、何卒宜しくお願い申し上げます

【お問い合わせ先】

横浜地方裁判所 総務課庶務第二係

電話：045-664-8778

敬具

調停手続相談会

予約不要

調停制度とは
どのようなものなの？

調停の利用には
どんな手続きが必要？

調停を進めていくための
具体的な方法は？

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

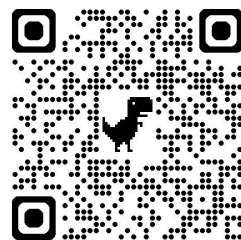
離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。（秘密は厳守します）

○当相談会で直接紛争解決をはかるものではありません。
また、税務や法律の相談会ではありませんのでご注意ください。

○感染対策のため、発熱や体調不良時には、来場をお控えください。



申込： 予約不要・当日会場で受付

日時： 令和8年11月7日（土）10：00～15：30 ※受付終了 15：00

場所： かながわ労働プラザ 4F

- JR根岸線 石川町駅 北口（中華街口）より徒歩3分
- JR根岸線 関内駅 南口より徒歩13分
- 横浜市営地下鉄 関内駅 1番出口より徒歩15分
- 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 2番出口より徒歩14分

主催： 公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会 保土ヶ谷民事調停協会

後援： 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市民局



問合せ先： 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 045 - 664 - 8778

横浜家庭裁判所 総務課庶務係 045 - 345 - 3505

自治会町内会 会長 様

共同募金会中区支会
支会長 松澤 秀夫

赤い羽根共同募金運動へのご協力について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

例年実施しております「赤い羽根共同募金運動」に際しましては、深いご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も広く「たすけあいの心」をもとに、共同募金運動を実施いたします。

つきましては貴自治会・町内会におかれましても、ポスターの掲出および戸別募金について、是非ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. ポスターの掲出について

自治会町内会長、または7月実施の資材送付アンケートでご回答いただいたご担当者様あて、他の資材とともに送付させていただきますので、3月末までご掲示お願いいたします。

2. 戸別募金について

【募金目安額】	一般募金	《目安額》	円
	1世帯あたりの目安額 245 円×貴会世帯数【●●●】×90%		
	年末たすけあい募金	《目安額》	円
	1世帯あたりの目安額 60 円×貴会世帯数【●●●】×90%		

※世帯数は、中区役所にご報告いただいた世帯数を基に算出しています（令和8年9月1日現在）

※参考：令和7年度募金実績

一般募金	《前年度実績》	円	年末たすけあい募金	《前年度実績》	円
------	---------	---	-----------	---------	---

【寄付金のお取りまとめについて】

- 自治会・町内会様におかれましては 11月27日（金）までにお取りまとめいただき、同封の専用振込用紙でゆうちょ銀行にてお振り込みいただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- 同封の専用振込用紙を使用し、ゆうちょ銀行の窓口で振込手続きをされた場合に限り振込手数料等が免除されますのでご活用ください（ATMではご利用いただけませんのでご注意ください）。

（裏面あり）

【送付資材】

- 資材内容：令和8年度共同募金実施要領、ポスター、リーフレット、ゆうちょ銀行振込用紙、募金封筒、赤い羽根、寄付済証
- 送付方法：9月下旬に各自治会町内会長または7月実施の資材送付アンケートでご回答いただいた担当者様宛てに郵送いたします。

※ 送付資材のうち、募金封筒、赤い羽根、寄附済証については、7・8月に実施いたしましたアンケートでの希望数を送付いたします。アンケートにご回答のなかった自治会・町内会様は昨年度と同数の資材を会長にお送りしています。

～共同募金の目安額について～

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務付けられています。（社会福祉法第10章第3節第112条）

そして、できる限り“事前に申請された配分の要望”に応えるため、財源を確保することを目標としています。

この「目標額」を中区全体の世帯数で割った額が1世帯あたりの額（目安額）です。
あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではなく強制ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただきますよう、よろしくお取り計らいください。

【事務局】

共同募金会中区支会

（中区社会福祉協議会内）

担当：渡邊・西澤

TEL：681-6664

FAX：641-6078

自治会町内会長 様

都市整備局基地対策課担当課長

新根岸地区土地区画整理事業の都市計画に向けた説明会について【情報提供】

1 趣旨

旧根岸住宅地区が 6 月 30 日に正式に返還されたことを受け、地権者の生活再建に向けた 1 日も早い土地利用及び道路等の都市基盤の整備を目的として、「市施行による土地区画整理事業」を進めることとなりました。

この度、土地利用計画を策定したため、お知らせするとともに、都市計画に先立つ説明会を開催しますので、ご案内します。

2 概要

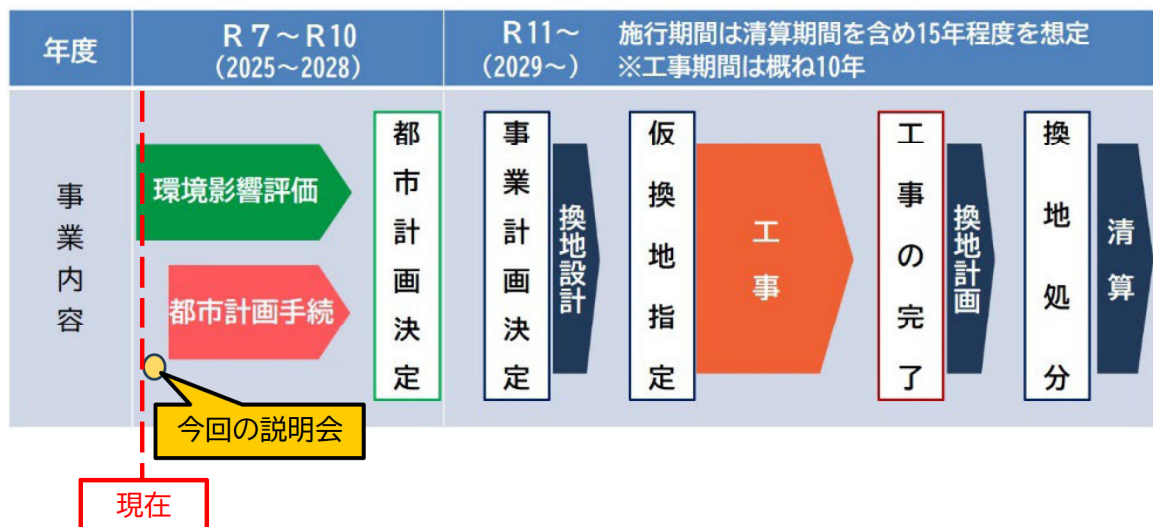
(1) 土地利用計画の策定

米軍提供地を対象にした土地利用計画を別紙 1 のとおり策定しました。

(2) 新根岸地区土地区画整理事業

米軍提供地を基本として、土地区画整理事業が必要な範囲を施行区域として定める等の都市計画手続に今年度に着手するため、別紙 2 のとおり、説明会を開催します。

(3) 事業スケジュール (予定)



4 都市計画に先立つ説明会の開催について 別紙 2 参照

(1) 開催日時・場所

- ① 10 月 23 日 (金) 19 時 00 分～20 時 30 分予定 (南公会堂)
- ② 11 月 3 日 (火・祝) 19 時 00 分～20 時 30 分予定 (開港記念会館)

- (2) ご参加いただける方
どなたでもご参加いただけます。
- (3) お申込みについて
申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。

担当：都市整備局基地対策課 村上・山宮

電話：671-2472 Fax：663-2318

E-mail：tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp

令和8年9月

旧根岸住宅地区 土地利用計画の策定について

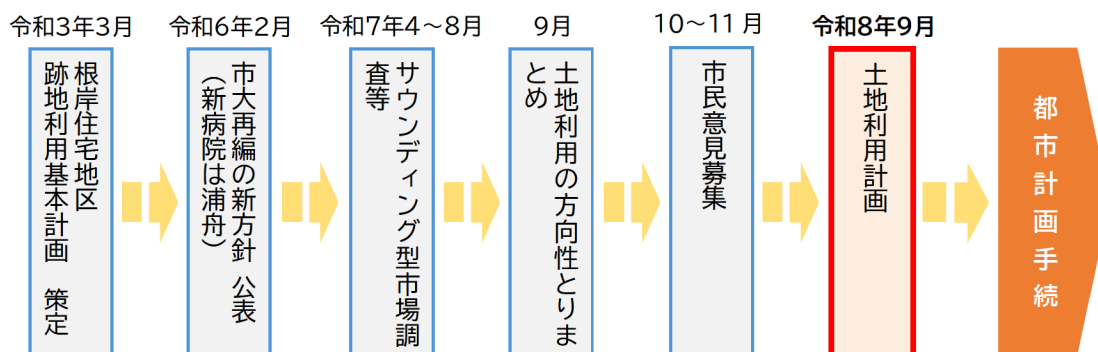
1 趣旨

旧根岸住宅地区では、令和3年3月に策定した「根岸住宅地区跡地利用基本計画」の土地利用計画に基づき跡地利用の検討を進めてきましたが、当地区を最有力候補地としていた横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備について、令和6年2月に病院を浦舟地区に整備する方針へ見直されました。

こうした状況の変化を捉え、令和7年度に、土地利用計画の見直しに向けてサウンディング型市場調査等を実施し、「米軍根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性」としてとりまとめ、市民意見募集を実施しました。

この度、市民意見募集でいただいたご意見等を踏まえ、「根岸住宅地区跡地利用基本計画（令和3年3月）」に位置付けた土地利用計画（ゾーニング）を更新し、土地利用計画を策定しました。

2 土地利用計画の更新経緯

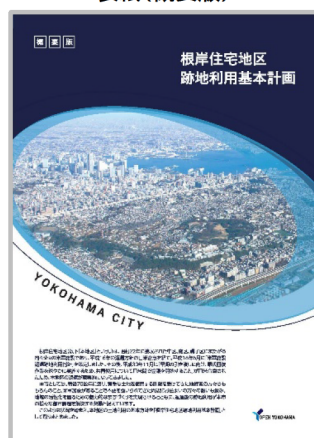


3 土地利用計画

次ページに掲載のとおり

【参考】「根岸住宅地区跡地利用基本計画（令和3年3月策定）」

<表紙(概要版)>

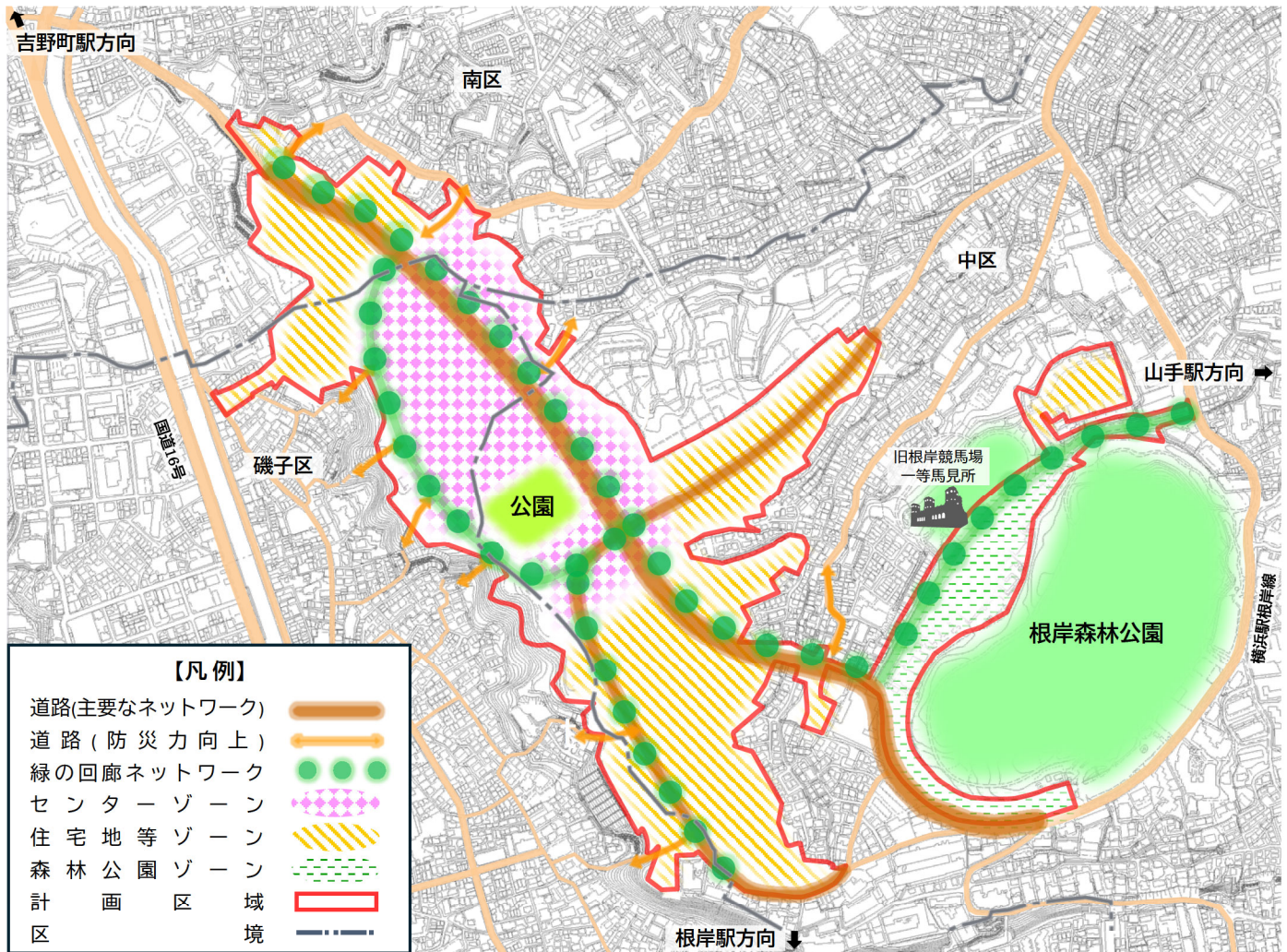


<土地利用計画(ゾーニング)>



※「根岸住宅地区跡地利用基本計画（令和3年3月）」は下記URLをご参照ください
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/kichi/beigun/negisitochi.html>

土地利用計画



センターゾーン

- ・商業、子育て施設などの生活利便施設や公園などの公共施設を配置することで、地区内や周辺の利便性を高めるとともに、このゾーンの魅力を高める多様な機能の誘導により、様々な人が集い、憩える交流の場づくりを進める。
- ・横浜市立大学医学部の立地計画や、教育、研究施設などの集積により、まち全体でウェルビーイングなまちづくりを目指す。

住宅地等ゾーン

- ・高台からの眺望を生かし、良好な住環境の形成を目指す。
- ・景観に配慮した特徴的な街並みを有し、ゆとりある質の高い住宅を誘導する。合わせて、居住者の生活利便の向上に資する施設を適宜配置する。

森林公園ゾーン

- ・根岸森林公園の拡張などを行い、保全・活用する一等馬見所と一体として、観光スポットとしても魅力ある憩いの場づくりを進める。

道路と緑のネットワーク

- ・周辺の骨格道路と接続する道路ネットワークを形成する。
- ・周辺の密集市街地の防災力向上につながるアクセスを確保する。
- ・緑や景観を楽しみながら回遊できる、緑の回廊ネットワークを形成する。

本計画は、「根岸住宅地区跡地利用基本計画（令和3年3月策定）」に位置付けた「土地利用計画（ゾーニング）」を更新するものです。

令和8年9月

横浜市からのお知らせ

近隣にお住まいの皆様へ



新根岸地区土地区画整理事業

都市計画（施行区域等の決定）に向けた説明会開催のお知らせ

日頃より、横浜市政へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本年6月30日に返還された旧根岸住宅地区は、昭和22年の接收以降、長年にわたり土地利用が制限されてきました。

返還後も、道路等の都市基盤が未整備であることに加え、国有地と民有地が混在し、米軍による土地改変等により土地境界が不明となっていることから、土地利用が困難な状況となっています。

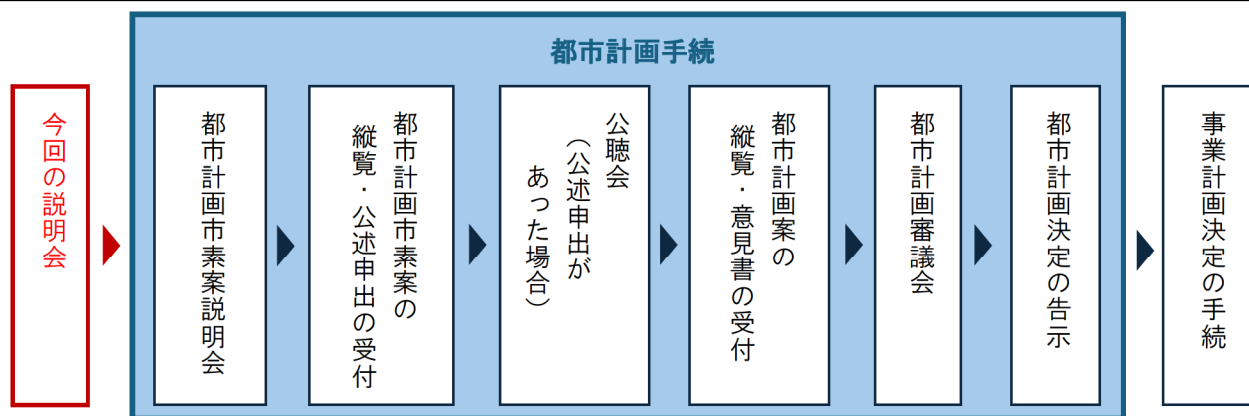
このため、横浜市では、公共施設の整備改善や宅地の利用の増進を図る「土地区画整理事業」により、新たなまちづくりを進めていくことを検討しています。

このたび、都市計画手続に先立ち、その内容についての説明会を開催しますので、お知らせいたします。

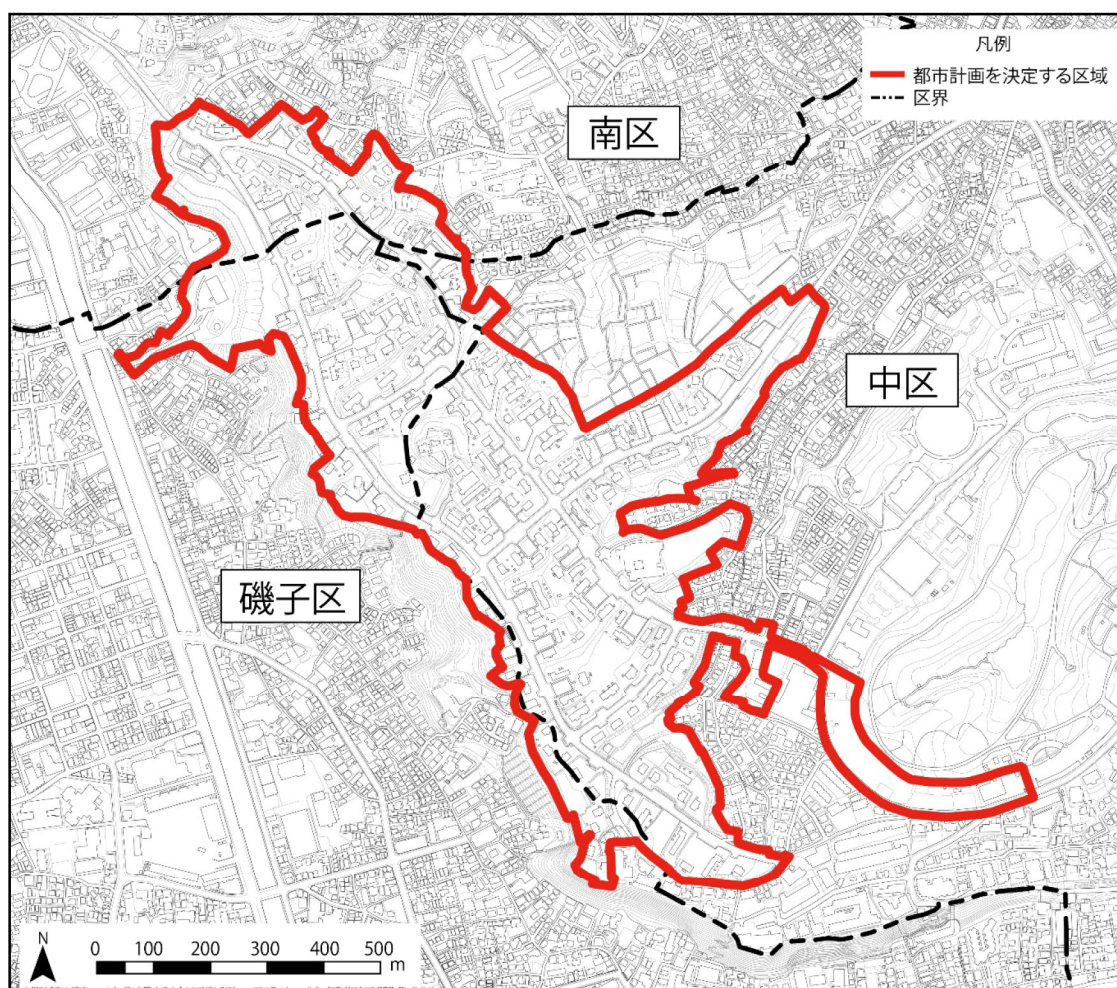
説明会の概要

	第1回	第2回
日時	令和8年10月23日（金） 19時00分～20時30分予定（開場：18時30分）	令和8年11月3日（火・祝） 19時00分～20時30分予定（開場：18時30分）
会場	横浜市南公会堂（横浜市南区浦舟町 2-33） 	横浜市開港記念会館（横浜市中区本町 1-6） 
備考	・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。 ・申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。 ・横浜市南公会堂は南区総合庁舎駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがございますので公共交通機関のご利用にご協力をお願いいたします。なお、<u>駐車料金は有料となります</u>のでご注意ください。 ・横浜市開港記念会館は、<u>駐車場・駐輪場がございません</u>ので公共交通機関をご利用ください。	

今後の手続の流れ



都市計画を決定する区域



説明会当日に配布する資料等は、10月23日以降に横浜市ホームページでもご覧いただけます。 ※右の二次元コードからアクセスまたは

旧根岸住宅地区 跡地利用



横浜市基地対策課
ホームページ

お問合せ先

横浜市 都市整備局 市街地整備部 基地対策課
TEL 045-671-2472 FAX 045-663-2318

自治会町内会長 様

横浜マラソン組織委員会事務局次長

横浜マラソン 2026 開催に伴う交通規制チラシの掲示について

平素より、横浜マラソンの開催にあたり、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、横浜マラソン 2026 の開催(令和 8 年 10 月 25 日(日))に伴い、大会当日に実施する交通規制について地域の皆様へ広く周知するため、別添の交通規制チラシを作成いたしました。

つきましては、本チラシの自治会町内会掲示板への掲示にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 交通規制日時（コース全般）

令和 8 年 10 月 25 日（日）6 時 30 分ごろから 15 時 30 分ごろまで

2 各所の交通規制時間

別添「横浜マラソン 2026 開催に伴う交通規制のお知らせ」チラシのとおり

3 交通規制に関する問い合わせ先

横浜マラソン交通規制コールセンター 電話番号 045-330-3051

受付時間	①10/1～10/16	平日のみ	9:00～17:00
	②10/17～10/24	毎日	9:00～17:00
	③10/25	当日	4:00～16:00

4 掲示期間

10 月 25 日（日）まで

※掲示板の空き状況等により、ご無理のない範囲でご協力お願いします。

担当 横浜マラソン組織委員会事務局 板倉

電話:226-5036 FAX:226-5037

Email: itakura@yokohamamarathon.jp



雨水貯留タンク設置助成制度・ マンホールトイレ設置助成制度についてのご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

(1) 雨水貯留タンク設置助成制度

建築物の雨どいに接続して屋根に降った雨水を貯留し、庭木や花への水やり、庭への散水のほか、災害時の生活用水として活用することができる雨水貯留タンクの設置に対し、購入価格の2分の1（※助成金額の上限2万円）を助成します。

(2) マンホールトイレ設置助成制度

宅地内にあるますの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保することができるマンホールトイレの設置に対し、設置に要する費用の10分の9（※助成金額の上限60万円）を助成します。

2 補助制度の概要

(1) 雨水貯留タンク設置助成制度

【申請期間】令和8年4月1日（水曜日）～令和9年2月26日（金曜日）

【助成金額】購入価格（税込み）の2分の1 ※上限は2万円

※端数が生じた場合は、100円未満を切り捨てます。

【助成対象者】市内の建築物（集合住宅の場合は、区分所有部分を一つの建築物とみなす）の所有者

※当助成制度を過去に利用したことのある建築物は助成対象外。

【助成対象】助成対象は、密閉構造・既製品の容量100L以上の雨水貯留タンク1基（連結させて設置させる場合は2基以上でも可）およびその付属品（転倒防止チェーン、置台、接続に必要な部材等）

※送料・設置費は助成対象外

【申込方法】横浜市電子申請システム、電子メールまたは郵送

(2) マンホールトイレ設置助成制度

【申請期間】令和8年4月1日（水曜日）から令和9年1月29日（金曜日）（必着）

【助成金額】設置に要する費用の10分の9以内 ※上限60万円

※端数が生じた場合は、1,000円未満を切り捨てます。

【助成対象者】自主的な防災活動を積極的に行っている自治会町内会、マンション等の管理組合、横浜市地域まちづくり組織に基づき認定された地域まちづくり組織

※1申請団体につき助成対象は2基まで

【助 成 対 象】助成対象は、上部構造物、下部構造物、雨水貯留タンクおよびその
付属品

※「上部構造物」及び「雨水貯留タンク」の設置に要する費用の
うち、設置費及び送料は助成対象外

【申 込 方 法】横浜市電子申請システム、電子メールまたは郵送

3 お問い合わせ先・申請先

下水道河川局管路保全課 助成金担当

TEL：045-671-2829 FAX：045-641-5330

メール：gk-josei@city.yokohama.lg.jp

下水道河川局管路保全課 助成金担当 担当 広井、石崎 電話 045-671-2829 /FAX 045-641-5330 電子メール gk-josei@city.yokohama.lg.jp
--



雨水貯留タンク設置助成制度のご案内



雨水貯留タンクを購入すると **助成金** が出ます!

購入価格の

1/2

(上限2万円)

※送料・設置費用を除く

雨水も有効活用して脱炭素社会に 貢献しませんか?



**災害時や
非常用水に!**

災害時の断水対策、
防災グッズとして
今注目されています!



**花の水やりや
庭への散水に!**

水道料金の
節約になります!

詳しくは
ホームページも
ご覧ください!



横浜市 下水道河川局 管路保全課

助成対象

1

密閉構造・既製品の
容量100L以上の
雨水貯留タンク1基

(連結させて設置する場合は2基以上でも可)

2

タンク設置に必要な付属品
(転倒防止チェーン、置台等)

※送料・設置費用は助成の対象外となります。



手続きの流れ

申請者 横浜市

1. 申請書の提出

[添付書類]

領収書の写し・設置状況写真

2. 審査

交付決定兼額確定通知書送付

3. 請求書の提出

[添付書類]

交付決定兼額確定通知書の写し

4. 支払

指定した銀行口座に振り込みます。

注意事項

- 申請年度の4月1日以降に購入・設置をし、同年度の申請期限内に申請する必要があります。
- 雨水貯留タンクは必ず所有する建築物の雨どいに設置してください。
- 横浜市では製品の指定・推薦等はありません。ご自身で購入する製品・付属品をお選びください。

問合せ

横浜市 下水道河川局 管路保全課

TEL : 045-671-2829

e-mail : gk-josei@city.yokohama.lg.jp

さらに!

宅内雨水浸透ますの
設置助成制度も行っています!
詳しくはホームページをご覧ください。



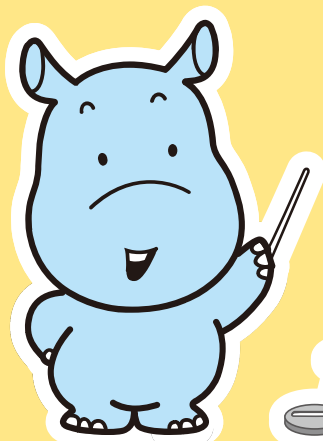
マンホールトイレ

設置助成制度のご案内

突然起こる大規模災害。でも…



発災時における快適なトイレ環境を
確保するため、町の防災組織に対して
マンホールトイレの設置助成を行います！

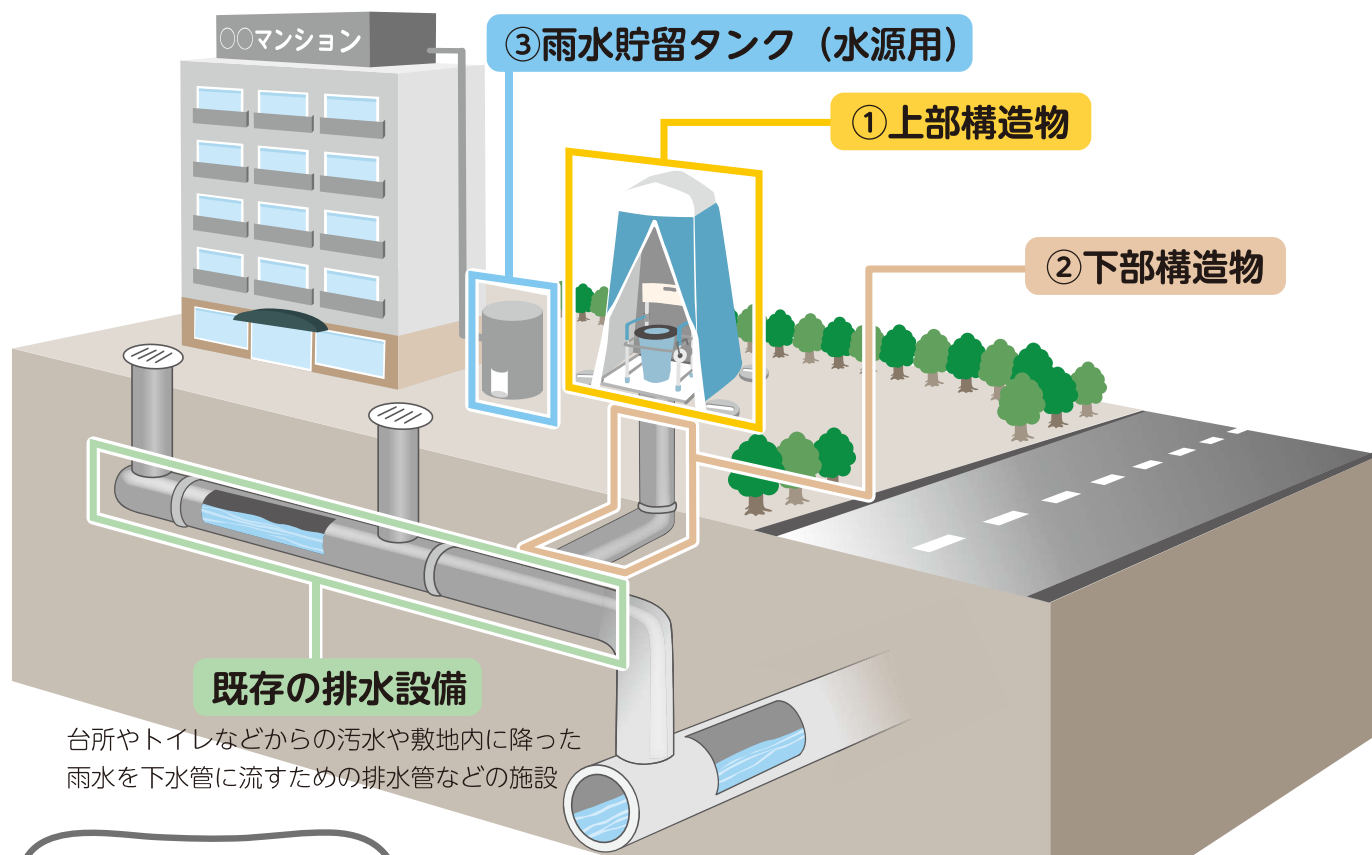


詳細はホームページをご覧ください！



マンホールトイレの仕組み

マンホールトイレとは？ ----- 宅地内にあるますの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確認するものです。



①②③を合わせて
「マンホールトイレ」と
呼んでいるよ！



交付の対象物

- ①上部構造物 汚水ますの上に設置するパネル又はテント、便器及び設置に必要な付属品（※送料を除く2基まで）
- ②下部構造物 ①上部構造物を設置するために必要な排水管及び汚水ます
- ③雨水タンク及び付属品 容量200リットル以上のもの、設置に必要な付属品

▶ 交付の対象者

自主的な防災活動を積極的に行っている自治会町内会、マンション等の管理組合

例：自主的な防災活動を積極的に行っている自治会・町内会、マンションの防災組織、横浜市地域まちづくり推進条例に基づき認定された地域まちづくり組織など
※個人での申請は受け付けておりません。

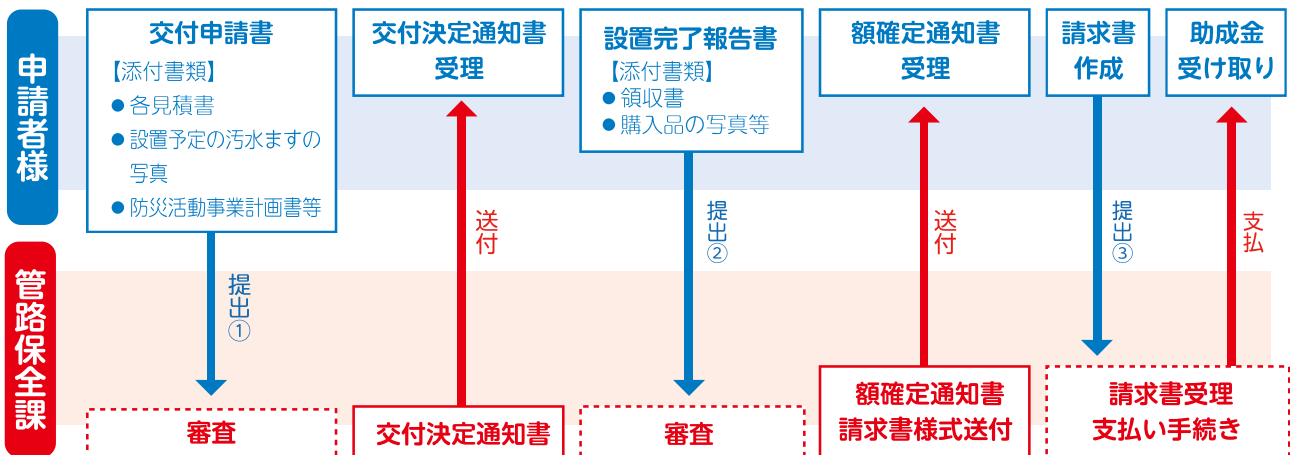
▶ 助成金額

マンホールトイレの設置に要する費用の10分の9以内。（上限60万円）

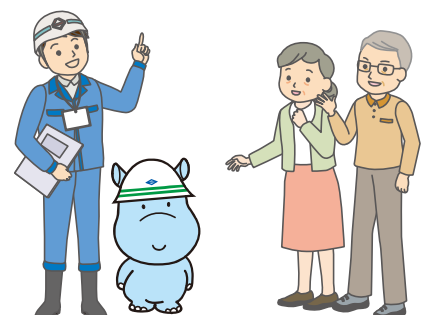
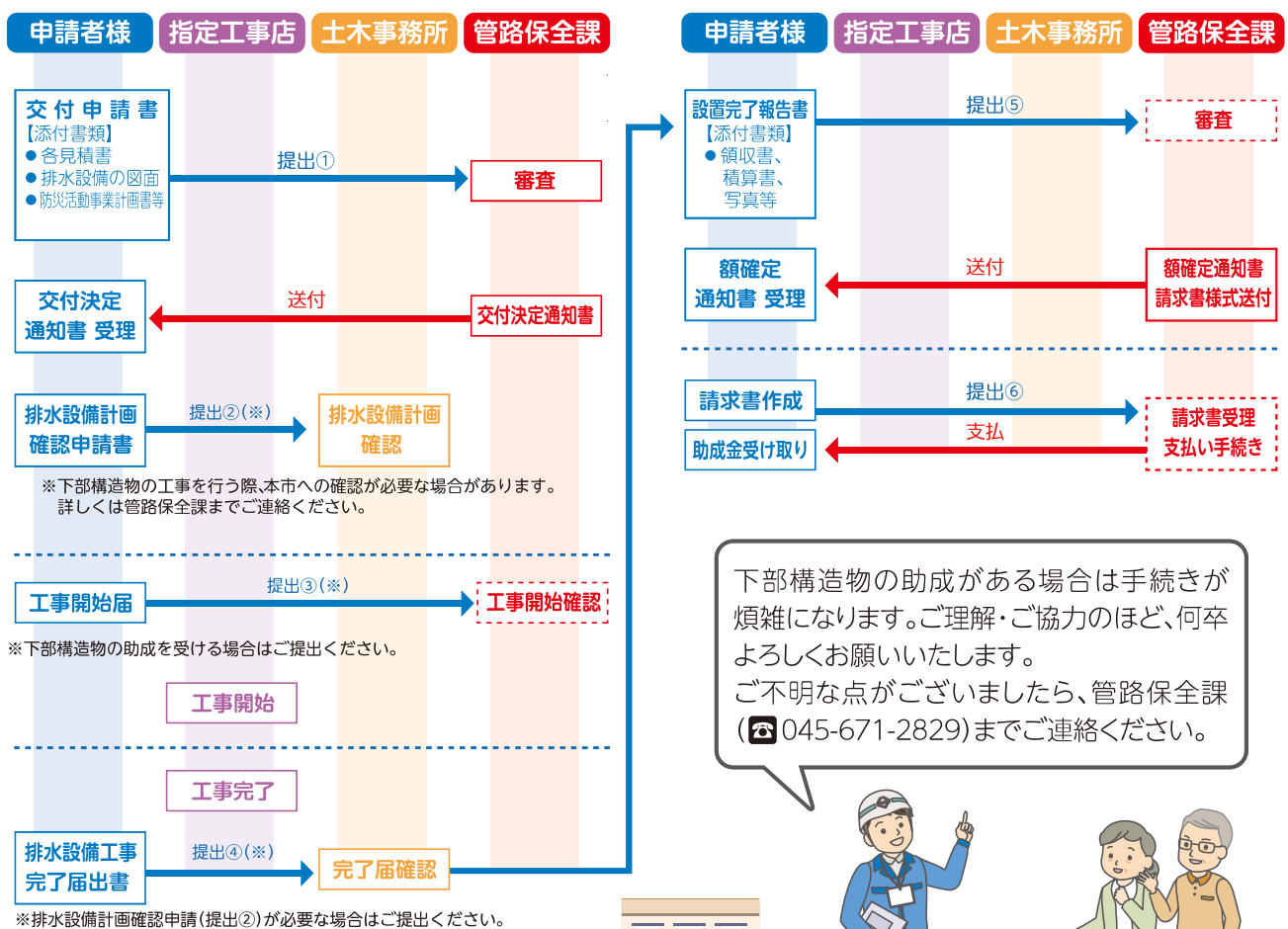
予算の上限に達した時点で受付を終了します。

設置助成制度の手続きの流れ

1 下部構造物の助成「無」の場合



2 下部構造物の助成「有」の場合



注意事項

- 購入後に申請をしていただいても助成の対象とはなりません。申請後、本市より「交付決定通知書」を送付しますので、こちらを受理後に購入・工事を開始してください。
- 申請期間の終了はホームページにてご案内いたします。ご検討いただく場合、必ずホームページのご確認をお願いいたします。
- 指定する年月日までに設置を完了してください。
- 設置完了報告後、必要に応じて現地確認を行います。現地確認を希望される場合は、設置完了報告書に立会人のご氏名とご連絡先をご記入ください。
- 特定の個人のみ使用する場所に設置する場合は助成の対象外です。
- 申請書等をご提出いただく際、又は書類に不備等がある際にご郵送いただく場合、送料は各自で負担していただきますので予めご了承ください。
- 下部構造物の工事を行う際、別途手続きが必要な場合があります。(詳しくは3ページをご覧ください)

【区役所より「町の防災組織活動費補助金」の交付を受けている方へ】
町の防災組織活動費補助金は、本助成対象となる購入費用のうち自費負担となる部分については利用が可能です。

申請を検討される際、
まずは

下記問合せ先へ
ご相談ください！



横浜市では、こんな助成も行っています！

▶ 雨水貯留タンク 設置助成制度



▶ 宅内雨水浸透ます 設置助成制度



【問合せ先】 横浜市下水道河川局 管路保全課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

☎ 045-671-2829 FAX 045-641-5330 ✉ gk-josei@city.yokohama.lg.jp

令和8年1月改訂

中区制 100 周年のぼり旗の貸し出しについて（お知らせ）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

中区制 100 周年記念事業実行委員会では、中区制 100 周年を周知し、機運醸成を図るために、「中区制 100 周年のぼり旗」を作成いたしました。

地域でのイベントなどの機会に、「中区制 100 周年のぼり旗」をご活用いただき、中区制 100 周年の周知に御協力をお願い致します。

1 貸出物品及び貸出数

のぼり旗、ポール、スタンド

※複数セットの貸し出しも可能ですが、区役所のイベント等でも使用するため、希望数を貸し出しできない場合もございます。

2 貸出対象及び貸出期間

自治会町内会等のイベント等を対象に最長 2 週間まで
(令和 9 年 12 月 28 日までの期間中のイベントを対象)

3 予約方法

来庁またはお電話にて、貸出希望日を下記担当へ御連絡ください。
※郵送での貸し出しはできません。



担当：中区制 100 周年記念事業実行委員会広報・企画・GREEN×EXPO2027 連携部会
事務局：中区役所区政推進課 堀内、梶原
電話 045-224-8122 メール na-koho@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 各位

中区地域振興課資源化推進担当課長
(資源循環局中事務所長)

ごみ集積場所における多言語収集曜日シールについて (情報提供)

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

外国籍住民の増加を踏まえ、ごみの分別・排出ルールを理解促進を図るため、新たに多言語収集曜日シールを中区独自に制作しました。既存の収集曜日シールをベースに、ベトナム語及びネパール語を追加するとともに、イラストを活用した視覚的に分かりやすい内容とし、多言語による分別啓発の充実を図ります。

1 掲出場所

外国籍住民の方が利用するごみ集積場所のうち、既存の収集曜日シールでは分別及び排出方法の周知が難しいごみ集積場所

2 掲出物内容 (見本別添)

- (1) A 3 サイズ・シール仕様 多言語収集曜日シール (日本語・英語・中国語)
- (2) A 3 サイズ・シール仕様 多言語収集曜日シール (日本語・ベトナム語・ネパール語)

3 掲出方法

掲出希望のごみ集積場所がございましたら、資源循環局中事務所までご連絡をお願いします。(ごみ集積場所により収集曜日が異なるため、収集曜日を確認のうえ、中事務所にてごみ集積場所へ掲出します。)

【連絡・問合せ先】 横浜市資源循環局中事務所
電 話：045—621—6952
メール：sj-nakaj@city.yokohama.lg.jp

※数量に限りがあるため、外国籍住民の分別及び排出状況に課題のあるごみ集積場所を優先させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

担当：中区役所地域振興課 高橋・萩生田
電話： 224—8140
メール： na-shigen@city.yokohama.lg.jp

【見本】ベトナム語・ネパール語版

この集積場所の収集曜日

Lịch thu gom tại điểm tập kết rác này

यस सङ्कलन स्थानको सङ्कलन हुने दिन

ごみと資源物に分ける

Phân loại
rác và tài nguyên

फोहोर र पुनःप्रयोगयोग्य
वस्तु छुट्याउने

収集曜日の朝8時までに出す

Để rác ra ngoài trước
8 giờ sáng vào ngày thu gom

सङ्कलन हुने दिनको बिहान
8 बजेसम्ममा फाल्ने

収集後には絶対に出さない

Tuyệt đối không để rác ra ngoài
sau khi đã thu gom

सङ्कलन भएपछि कहिल्यै नफाल्ने

燃やすごみ / 燃えないごみ /
スプレー缶 / 電池類

Rác cháy được /
Rác không cháy /
Bình xịt / Các loại pin

जल्ने फोहोर / नजल्ने फोहोर /
स्प्रे क्यान / ब्याट्री



各言語の
収集曜日を
記載します

プラスチック資源

Tài nguyên nhựa

प्लास्टिक



各言語の
収集曜日を
記載します

缶 / びん / ペットボトル /
小さな金属類

Lon / Chai /
Bình nhựa PET / Kim loại vụn

क्यान / सिसाको बोटल /
PET बोटल / साना धातुका वस्तु



各言語の
収集曜日を
記載します

古紙 / 古布

※住んでいる地域の団体が集めているもの

Giấy cũ / Vải cũ

※Những đồ vật được các tổ chức tại khu vực
bạn sinh sống thu gom

पुरानो कागज / पुरानो कपडा

※बस्ने क्षेत्रको स्थानीय समूहले सङ्कलन गर्ने वस्तु



各言語の
収集曜日を
記載します

もっと詳しく知りたい時は、ここから調べて
Tra cứu tại đây để biết thêm chi tiết
थप जात्र चाहनुहुन्छ भने, यहाँ हेर्नुहोस्



やさしいにほんごのあんない
Hướng dẫn bằng tiếng Nhật dễ hiểu
सजिलो जापानी भाषाको जानकारी



横浜市資源循環局中事務所
中区役所地域連携課
資源化推進担当

国庫版・ベトナム語・ネパール語版 2024年

自治会町内会長 各位

中区制 100 周年記念事業実行委員会
委員長 松澤 秀夫

中区民祭り「ハローよこはま 2026」チラシの掲出について（依頼）

時下 皆様方におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、今年も中区民祭り「ハローよこはま」を実施いたします。

誰もが参加しやすいイベントを目指すとともに、「横浜グリーンエクスポ（2027 年国際園芸博覧会）」や「中区制 100 周年」に向け、関係機関・団体等と連携し機運醸成に取り組みます。

つきましては、多くの区民の皆様にご来場いただくため、次のとおり、自治会町内会の掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。

- 1 中区民祭り「ハローよこはま 2026」開催概要
日 時：令和 8 年 11 月 8 日（日）午前 10 時～午後 4 時
会 場：象の鼻パーク、開港広場公園
※荒天等により中止とする場合があります。
- 2 掲出希望期間
ポスター到着から令和 8 年 11 月 8 日（日）まで
※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。
- 3 送付書類
中区民祭り「ハローよこはま 2026」チラシ（A 4）

【お問合せ先】

中区制 100 周年記念事業実行委員会事業部会事務局
（中区地域振興課地域活動担当）
澤井、鬼塚
電話：224-8132 FAX：224-8215

11/8日(日)

10:00~16:00

※荒天等により中止とすることがあります。

会場 象の鼻パーク アクセス:みなとみらい線
日本大通り駅 徒歩3分
開港広場公園 象の鼻パークより徒歩2分

大さん橋では、「横浜港
大さん橋マルシェ2026」
を開催しています。
(中区制100周年記念連携事業)



中区民祭り 2026

中区ゆかりの
豪華景品が当たる
スタンプラリーを
実施します!

中区制
100周年
記念事業

中区は来年100周年



問合せ 中区役所地域振興課
☎224-8132 FAX 224-8215
主催 中区制100周年記念事業実行委員会
共催 中区役所

●開催可否のご確認方法

1. 横浜市中区のWEBサイト: 当日午前6時30分から
2. 横浜市民コールセンター(045-664-2525): 当日午前8時から



ハローよこはま
について
詳しくはこちら▶



明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

自治会町内会長 各位

地域振興課長

「名探偵コナン芸術花火 2026」チラシの掲出について（依頼）

「名探偵コナン」TVアニメ放送 30 周年を記念し、「名探偵コナン」の楽曲に合わせて花火が打ち上がる「名探偵コナン芸術花火 2026」※が開催されます。

つきましては、当イベントの開催について地域のみなさまにお知らせするため、次のとおり、自治会町内会の掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。

※主催：「名探偵コナン」芸術花火 2026 実行委員会

後援：横浜市・（一社）横浜港ハーバーリゾート協会・日本テレビ放送網

1 「名探偵コナン芸術花火 2026」開催概要

日付：令和 8 年 11 月 21 日（土）

会場：山下ふ頭

当日のスケジュール（予定）

13 時 開場、物販・飲食エリア営業開始

17 時 公演開始

17 時 45 分 公演終了

19 時 30 分 閉場、物販・飲食エリア営業終了

※当イベントは「有料」です。会場エリアに入るためにはチケットが必要です。

2 掲出希望期間

チラシ到着から令和 8 年 11 月 21 日（土）まで

※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

3 送付書類

「名探偵コナン芸術花火 2026」チラシ（A 4）

【お問合せ先】

中区地域振興課

澤井、細沼

電話：224-8132 FAX：224-8215

TVアニメ放送30周年記念



DETECTIVE CONAN
名探偵 **コナン**

芸術花火 2026



チケット購入はこちら!



詳しくは公式HPを
チェック!

「名探偵コナン」の名曲にあわせて、花火が打ち上がる特別な夜

“音楽×花火”のエンタテインメントショーを横浜で!

2026年11月21日(土) 横浜・山下ふ頭 開場 13:00
(横浜市中区山下町) 開演 17:00

料金(税込): 最前ブロックプレミアム席(グッズ付)14,500円/S席(グッズ付)12,500円/S席8,900円

主催:「名探偵コナン」芸術花火2026実行委員会 協力:読売中京FSホールディングス 制作協力:(一財)放送音楽文化振興会・YTE

後援:横浜市・(一社)横浜港ハーバーリゾート協会・日本テレビ放送網 問い合わせ先: conan.hanabi@ytv.co.jp (土日祝 休業)

©青山剛昌/小学館・読売テレビ・TMS 1996